

民法等の一部を改正する法律案に対する修正案

民法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条を削り、第四条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第一条ただし書中「第四条」を「第三条」に改める。

附則第四条第一項中「第五条」を「第四条」に改め、同条第二項中「第五条」を「第四条」に、「第七条」を「第六条」に改める。